

第2章 公害の概要

1. 公害の種類

環境基本法第2条第3項では、『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と規定しています。

いわゆる「典型7公害」に関する規定ですが、本書では、公害を「人の健康又は生活環境に係る被害」という広い観点からとらえ、公害の種類を典型7公害とそれ以外とに分けています。

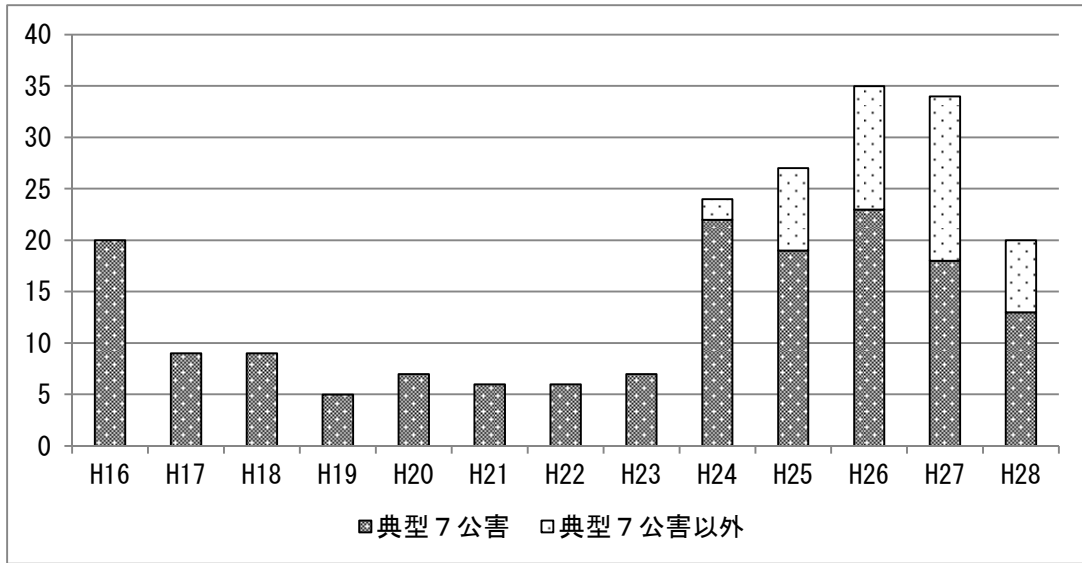
2. 公害苦情の状況

年度	典型7公害							左記以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	
H16	1	15	0	0	0	0	4	0	0	20
H17	1	5	0	1	2	0	0	0	0	9
H18	0	7	0	0	2	0	0	0	0	9
H19	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
H20	0	4	0	3	0	0	0	0	0	7
H21	0	3	0	3	0	0	0	0	0	6
H22	0	2	0	2	0	0	2	0	0	6
H23	0	3	1	2	0	0	1	0	0	7
H24	1	5	0	9	2	0	5	2	0	24
H25	13	1	0	2	0	0	3	8	0	27
H26	11	5	0	5	1	0	1	12	0	35
H27	5	5	0	3	2	0	3	15	1	34
H28	6	5	1	0	0	0	1	6	1	20

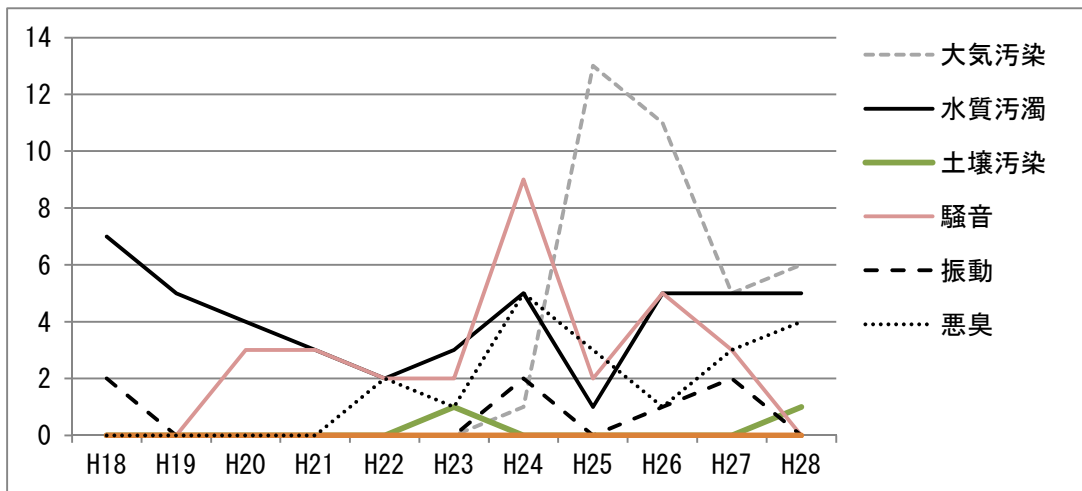
※H25から大気汚染に野焼きを含めています。

資料：宇土市環境交通課【公害苦情調査】

● 公害苦情件数の推移



● 典型7公害の種類別苦情件数



注)「地盤沈下」は苦情件数がないため表示していない。

3. 公害の監視・測定体制

(1) 大気汚染の監視体制 (大気汚染防止法第22条関係)

① 大気汚染常時監視測定局設置状況

宇土市 測定局名：宇土運動公園 所管【熊本県】

(窒素酸化物, 光化学オキシダント, 浮遊粒子状物質, 微小粒子状物質, 風向風速)

② 大気汚染常時監視測定局属性名

測定局名：宇土運動公園

用途地域：住居地域

所在地：宇土市旭町375番地

測定点：地上 高さ4m

(2) 水質汚濁の監視体制（水質汚濁防止法第15条関係ほか）

①河川水常時監視

緑川・浜戸川（国土交通省）

網田川・網津川・船場川・潤川・大坪川（宇土市）

②地下水常時監視

定点監視（熊本県・宇土市）

汚染地区監視（熊本県・宇土市）

③放射能監視

熊本県保健環境科学研究所

4. 協定締結状況

	協定の名称	相手方	締結年月日	最終改正年月
1	公害防止協定	(株)三和化学研究所	S46.2.18	
2	公害防止協定	三笠産業(株)	S48.11.29	
3	公害防止協定	(株)ユーエムテック	S49.1.10	
4	公害防止協定	大谷塗料(株)	S51.4.15	
5	公害防止協定	九州大豆食品協業組合	S57.8.21	
6	公害防止協定	大王パッケージ株式会社 九州事業部	S60.6.11	
7	公害防止協定	日本エフ・アール・ピー(株)	H3.1.18	
8	公害防止協定	(株)カネムラエコワークス	H11.6.24	H14.6.7
9	公害防止協定	(株)新菱	H13.2.1	
10	公害防止協定	(株)三和マテリアル	H13.4.12	
11	公害防止協定	真空埋化器械(株)	H13.4.27	
12	公害防止協定	(株)田崎鶏卵	H14.2.1	
13	公害防止協定	(株)大日技研	H14.10.18	
14	環境保全協定	大阪製鐵(株)西日本製鋼所	S48.10.18	H21.2.2
15	環境保全協定	日本合成化学工業(株)	S44.9.30	H18.5.22
16	環境保全協定	株式会社 LSIメディアエンス	S60.12.17	S61.10.13
17	環境保全協定	(株)キタグチ	H19.1.10	
18	環境保全協定	(有)緒方清掃	H20.4.1	
19	環境保全協定	(有)ラバーズ	H20.6.1	
20	環境保全協定	(有)タカハマオートサービス	H20.10.1	
21	環境保全協定	ミツバ商会	H21.1.5	
22	環境保全協定	九州大日精化工業(株)熊本事業所	H22.3.8	
23	環境保全協定	株式会社 有明通商	H23.1.14	

資料：宇土市環境交通課